

# ～営業時間短縮の協力要請に伴う協力金 (第4弾)ついて～

---

(令和3年2月8日更新)

政府の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が延長されたことを受けて、県では飲食店に対する短縮要請を延長することとなりました。対象期間中の全ての期間において、営業時間の短縮にご協力いただける事業者様に対して、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)」が支給されます。

営業時間短縮の協力要請の対象となり、令和3年2月8日(月)から令和3年3月7日(日)までのすべての期間において、全面的にご協力いただける事業者様が対象となります。

今回の申請から、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得、掲示が申請要件に追加されました。まだ取得されていない方は神戸町役場総務課まで申し込みください。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。協力金専用相談窓口(コールセンター)へお尋ねください。

◇岐阜県のホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/128432.html>

◇岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)専用相談窓口

058-272-8192

(開設時間:午前9時00分から午後5時00分まで。土日祝日も開設)